第４章 景観形成の目標と基本方針

４．１ 景観形成の目標

良好な景観形成とは、心安らぐ文化的で魅力あるまちなみの創出とみどりや水辺などの自然を生かした潤いのある快適なまちづくりの推進のためにあります。高知市の現状と課題を踏まえ、景観形成の目標を定めます。

目標１　美しい眺めを守ります

高知市は、南に雄大な太平洋が広がり、西から北へは美しい山なみがあり、東から沿岸には美しい田畑の景観が続いています。

また、中心部では高知城などの歴史的な建造物が市のシンボルとなっています。高知市の景観の大きな特徴である、これらの美しい風景や眺めを守ります。

目標２　豊かな自然を育みます

高知市の海、山、川が育む豊かな自然は、市民の貴重な財産です。

高知を象徴する豊かな自然環境を保全するとともに、自然の美しさを眺め、自然に触れ合う機会をつくります。

目標３　歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります

高知市では、地域によって地形・気候・土地利用などの風土や歴史が異なり、他の都市にはない特色もあります。

それぞれの地域の歴史や風土に配慮した美しいまちなみをつくります。

目標４　まちの賑わいをつくります

高知市の賑やかで活気のある風景や、市民のふれあいの風景は、景観の大きな要素となります。

このような地域に根差した活動を促すとともに、それらを風景の一部として取り組む工夫を行います。

目標５　市民参加の景観づくりをすすめます

高知市の良好な景観を維持し、新たに形成していくためには、市民のみなさんの活動が欠かせません。

市民の積極的な参画により、官民が協力して高知市の美しい景観や地域の魅力を高めていきます。

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．1 高知市全体の基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　地域の風景の保全と創出

美しい山なみや海への眺めや田園風景などは、高知市の景観の大きな特徴であり、高知らしい風景をつくりだしています。これからも、このような美しい風景を守り育てていきます。

方針　風景を眺める場所の保全

道路や河川などは見通しが良いため、風景を眺める場所となります。森林や水の流れ、生き物、まちなみと人々の営みなどの風景を眺めるための場所を守ります。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　水と緑と生態系のネットワークの形成

高知市周辺部に連なる山なみは、豊かな自然に恵まれています。この自然環境は、河川や道路による水と緑と生態系のネットワークによって市街地の住宅などの樹木を経て、浦戸湾から太平洋へと連続します。

このようなキメ細かいネットワークは生態系を育み、高知市全体を自然豊かな環境へと導き、排出される二酸化炭素の削減にもなるため、緑化を推進します。

方針　自然とふれ合える場所の保全

道路や河川による水と緑のネットワークの要所は、美しい風景を眺めるための良い視点場です。このような場所は、市民が自然とふれ合える場所となるため、居心地よく保ちます。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．１ 高知市全体の基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　地域の歴史や気候風土に対応したまちなみの保全

高知は夏の日ざしが強く湿度も高いといった特徴があります。このような風土や歴史に育まれ形成された、伝統的なまちなみを保全します。

方針　まちなみのスカイラインの形成

建物の屋根によって構成されるまちなみのスカイライン※を美しく整えることは、優れた景観に必須のことです。それぞれの地域にふさわしい屋根の形や建物の高さを揃えることにより、良好なまちなみのスカイラインを形成することができます。

方針　長期的な利用に耐える素材の活用

伝統的なまちなみは、それぞれの地域に根差した素材を活用し、形づくっています。今後も、地域の歴史を積み重ねていくために、建物などを整備する際には、地域の特性に配慮した耐久性のある素材などを活用することが大切です。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　にぎわいの場の保全と創出

道路や河川によるネットワークの要所は、美しい風景を眺めるための居心地の良い場所です。これらの場所は、市民が自然とふれ合う所としてにぎわいをつくります。

方針　地域の特性に配慮した屋外広告物

屋外広告物は、街の賑わいを生み出す要素である一方で、過剰な広告物は風景を混乱させ壊してしまう恐れがあります。

地域の特性に応じて両者のバランスに配慮し、適度な大きさとデザインの屋外広告物とすることが大切です。

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．1 高知市全体の基本方針

目標５　市民参加の景観づくりをすすめます

方針　継続的な維持管理

良好な景観を維持していくためには、それぞれの建築物などの維持管理が重要です。自助※・共助※・公助※のまちづくりに向け、市民のみなさんと行政が一体となった取組をすすめます。

方針　市民による景観づくり

良好な景観形成のためには、周辺の環境との調和を図るため、地区計画や建築協定といった各種制度を活用するなど市民の主体的な取り組みが大切です。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．２ 自然ゾーンの基本方針

下図に示す自然ゾーンについて、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

自然ゾーンは，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第２項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第７条第１項に規定する市街化調整区域です。

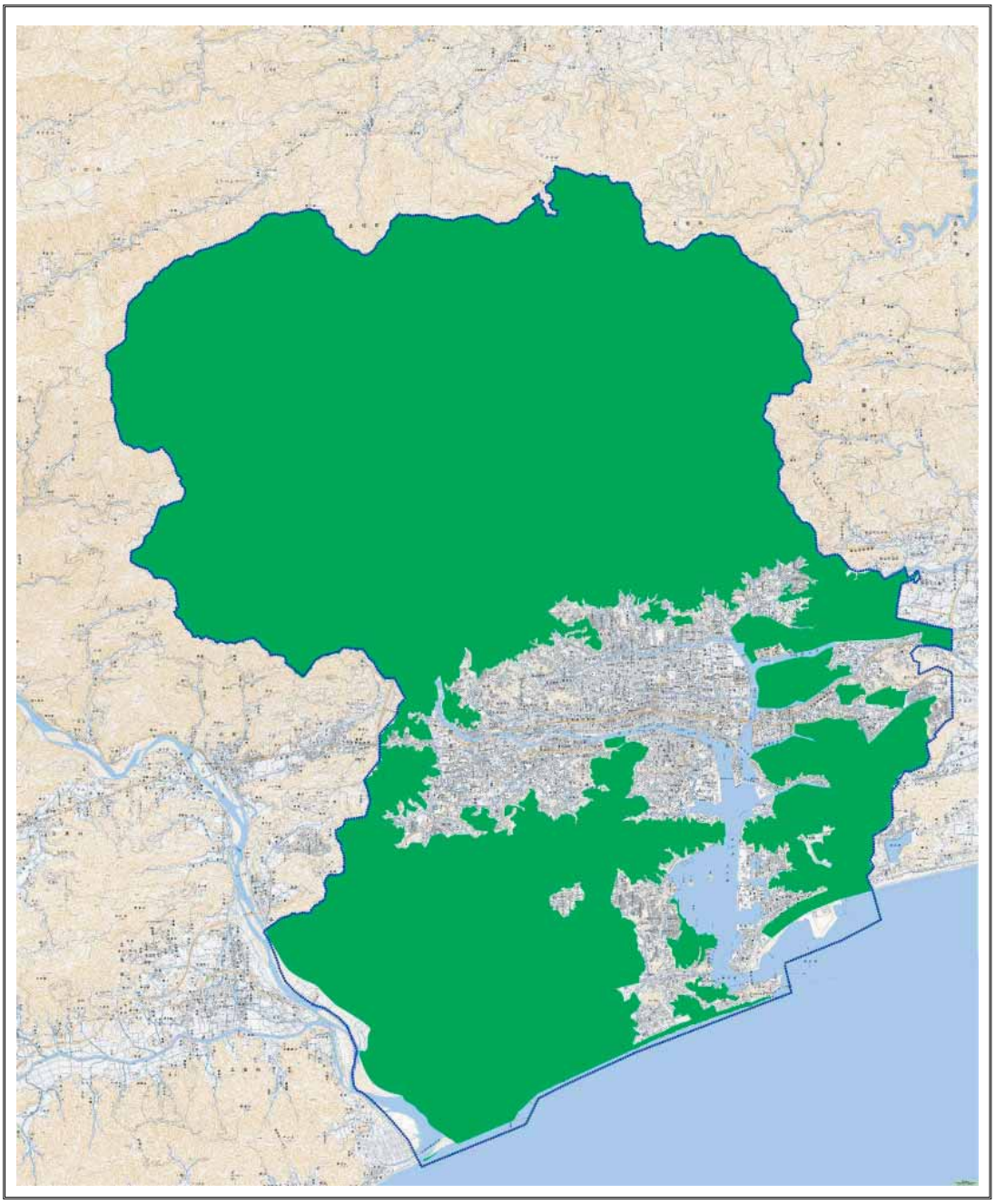

図　ゾーニング（自然ゾーン）

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．2 自然ゾーンの基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　山なみへの眺望の保全

高知市を囲む美しい山なみの風景を守るために、樹木の伐採を最小限に止めるなど、山のスカイラインや山肌を保全することが大切です。

方針　市街地への眺望点の維持・保全

高知市を望むことのできる場所は、美しい夜景などを楽しむ人びとが集まります。これらの眺望を確保するために、適度な木々の枝打ちや伐採をすることが大切です。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　豊かな自然を育む山なみの保全

山なみの豊かな自然は、高知らしい風景をつくる重要な要素です。この豊かな自然を積極的に保全することが大切です。

方針　美しい田園の保全と創出

水路と畦（あぜ）のある田畑は、魅力的な田園景観の重要な要素です。美しい田園景観をつくりだすために、機能や合理性だけでなく、景観や生態系も含めた検討により、地形や気候などの風土に適した計画とすることが大切です。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．２ 自然ゾーンの基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　伝統的様式の建築物集落の保全と創出

屋根の勾配や瓦の色をはじめとした建築様式や、庭やよう壁などの外構のデザインでは、それぞれの地域にふさわしい個性を大切にします。

方針　山地のスケール感に配慮した空間整備

山林が多い地域は、地形は細かく変化しており、その自然の地形に寄り添うように集落も佇んでいます。

建築物等のデザインは、このような地形のスケール感を逸脱しないような工夫をすることにより、美しいまちなみを形成します。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　魅力的な農村集落の保全

農村集落の石垣のある風景や住宅の佇まいが昔懐かしいものとして都会の人々を引きつけています。

このような農村集落の優れた景観の保全が大切です。

方針　魅力を伝える屋外広告物

派手で巨大な屋外広告物は、中山間部や田園地帯の魅力を損ねる恐れがあります。それぞれの地域にふさわしい情報提供の方法を工夫することが大切です。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．３ 低層住宅ゾーンの基本方針

下図に示す低層住宅ゾーンについて、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

低層住宅ゾーンは，都市計画法第７条第１項に規定する市街化区域のうち同法第８条第１項第１号に掲げる第一種低層住居専用地域です。

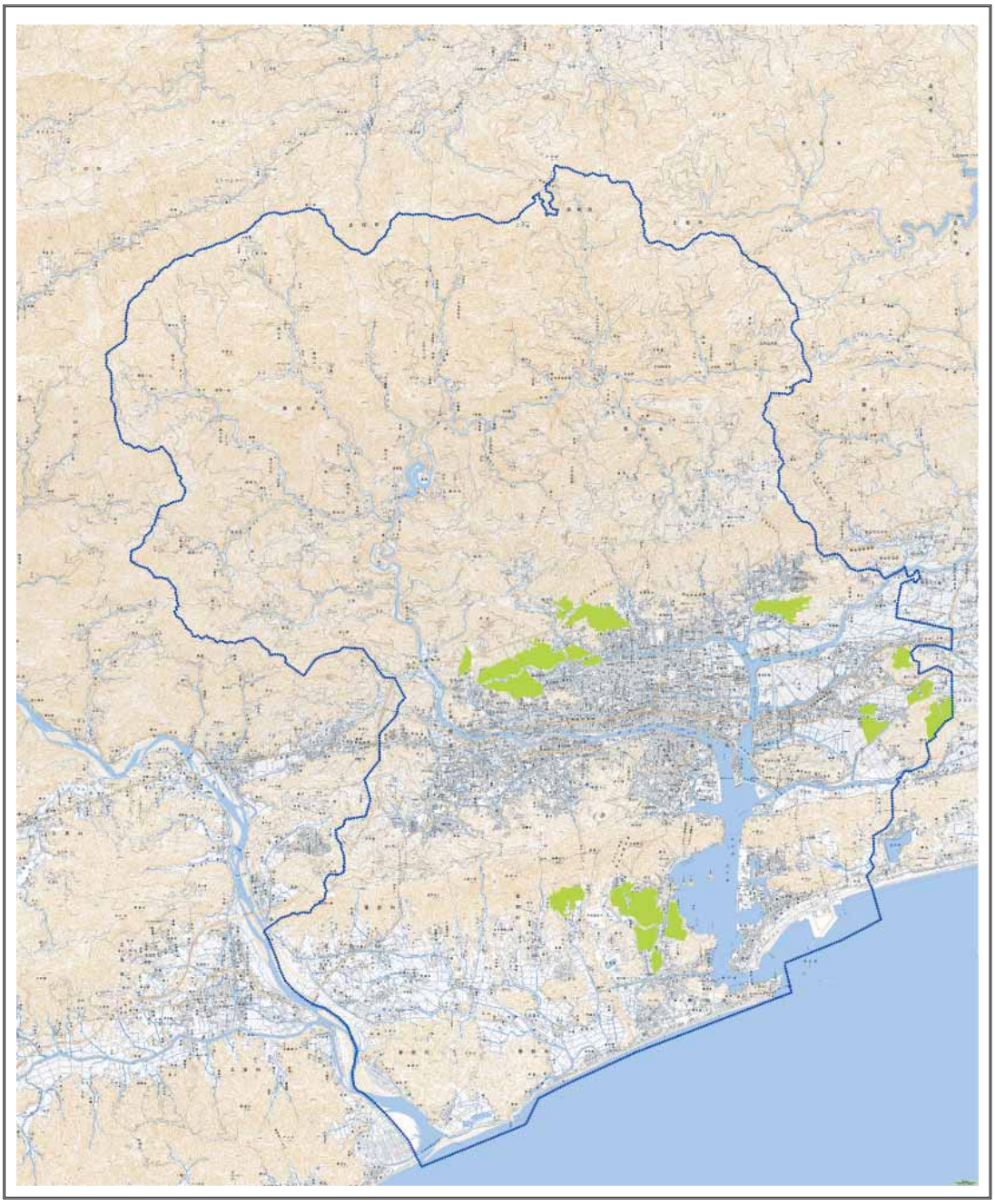

図　ゾーニング（低層住宅ゾーン）

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．3 低層住宅ゾーンの基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　斜面緑地の保全と創出

大規模な斜面は宅地の外からも見えるため、そこを緑化することで、周囲の山なみと調和のとれたまちなみとなります。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　まちなかの緑の創出

敷地内の緑化により、自然の豊かな環境を創出することができるとともに、水と緑と生態系のネットワークを補完する役割も果たします。

方針　熱環境への配慮

夏場は、駐車場などの大規模な舗装面や、ビルの壁面、屋根面が熱を蓄え、大きな環境負荷となっています。それらの低減を図るため、敷地や屋上・壁面の緑化を促進します。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．３ 低層住宅ゾーンの基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　美しいまちなみの形成

住宅群を街の外から眺めることができるため、調和のとれた屋根の連なりと宅地内の緑化などにより、美しいまちなみをつくり出すことができます。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　地域のコミュニティ形成につながる場所の創出

建築物から道路までの境界部分にゆとりを持たせることで、人と人とのふれあいや道行く人々への心遣いなど、住民同士がコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくり出すことができます。

方針　優れた居住環境を損なわない屋外広告物

住宅地にふさわしい、適度な大きさとデザインの屋外広告物としていきます。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．４ 周辺市街地ゾーンの基本方針

下図に示す周辺市街地ゾーンについて、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

周辺市街地ゾーンは，市街化区域のうち都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域です。（低層住宅ゾーン，都心ゾーン及び港湾ゾーンに定める地域又は地区を除く。）

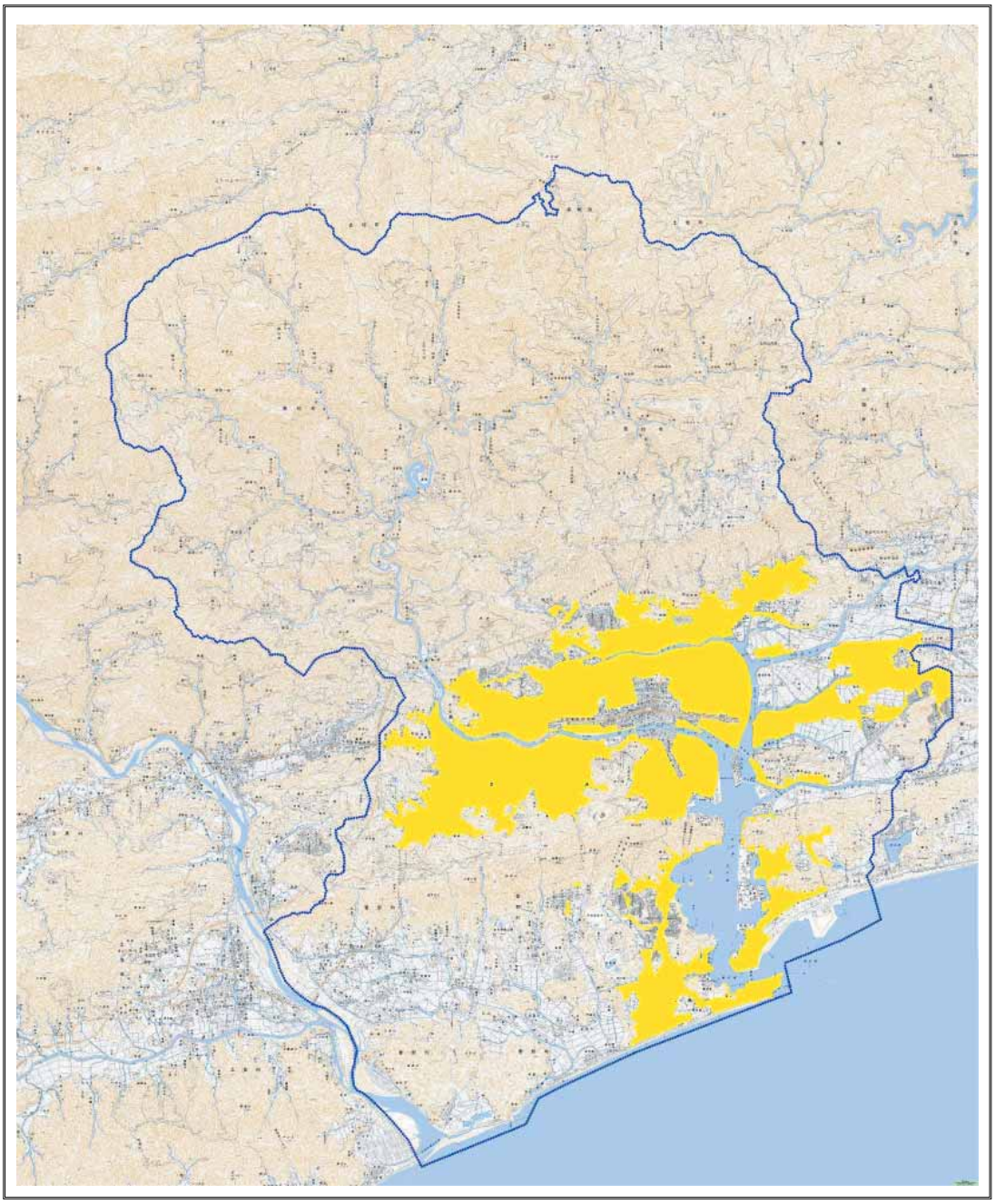

図　ゾーニング（周辺市街地ゾーン）

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．3 周辺市街地ゾーンの基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　シンボル的な建造物や山なみへの眺望の保全

高知城などのシンボル的な建造物や、高知市を囲む山なみは、高知の歴史や風土を感じさせるものであり、郷土愛を育むとともに、高知らしい風景をつくりだしています。

このようなシンボル的な建造物や山なみへの眺望を守るとともに、建造物を保全することにより、良好な景観を形成することができます。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　うるおいのある産業活動の場の創出

産業活動の場は、機能のみが重視されがちですが、職場環境には安らぎやゆとりも必要です。

周囲の住環境へ配慮した緩衝緑地を設けたり、敷地内緑化によって職場環境の質を高めるなど、うるおいのある産業活動の場とすることができます。

方針　まちなかの緑の創出

住宅や工場などの敷地内を緑化し、自然の豊かな環境を創出することで、水と緑と生態系のネットワークを補完することができます。

方針　熱環境への配慮

夏場は、駐車場などの大規模な舗装面や、ビルの壁面、屋根面が熱を蓄え、大きな環境負荷となっています。それらの低減を図るため、敷地や屋上・壁面の緑化を促進します。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．３ 周辺市街地ゾーンの基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　スケール感に配慮した空間整備

人々が生活したり交流する空間と産業活動が行われる空間では、それぞれにふさわしい建物や空間などの大きさが異なります。

良好な景観形成には、周囲の生活環境に配慮し、周辺と調和した建築物とすることが大切です。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　地域のコミュニティ形成につながる場所の創出

建築物から道路までの境界部分にゆとりを持たせることで、人と人とのふれあいや道行く人々への心遣いなど、住民同士がコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくり出すことができます。

方針　商店街の賑わいと住宅街の落ち着き

屋外広告物は、商店街の賑わいを生み出す要素である一方で、過剰な広告物は風景を混乱させ壊してしまう恐れがあります。

地域の特性に応じて両者のバランスに配慮し、適度な大きさとデザインの屋外広告物とすることが大切です。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．５ 都心ゾーンの基本方針

下図に示す都心ゾーンについて、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

都心ゾーンは，市街化区域のうち都市計画法第８条第１項第１号に掲げる商業地域です。
（桟橋通五丁目及び桟橋通六丁目に係るもの並びに同項第９号に掲げる臨港地区を除く。）

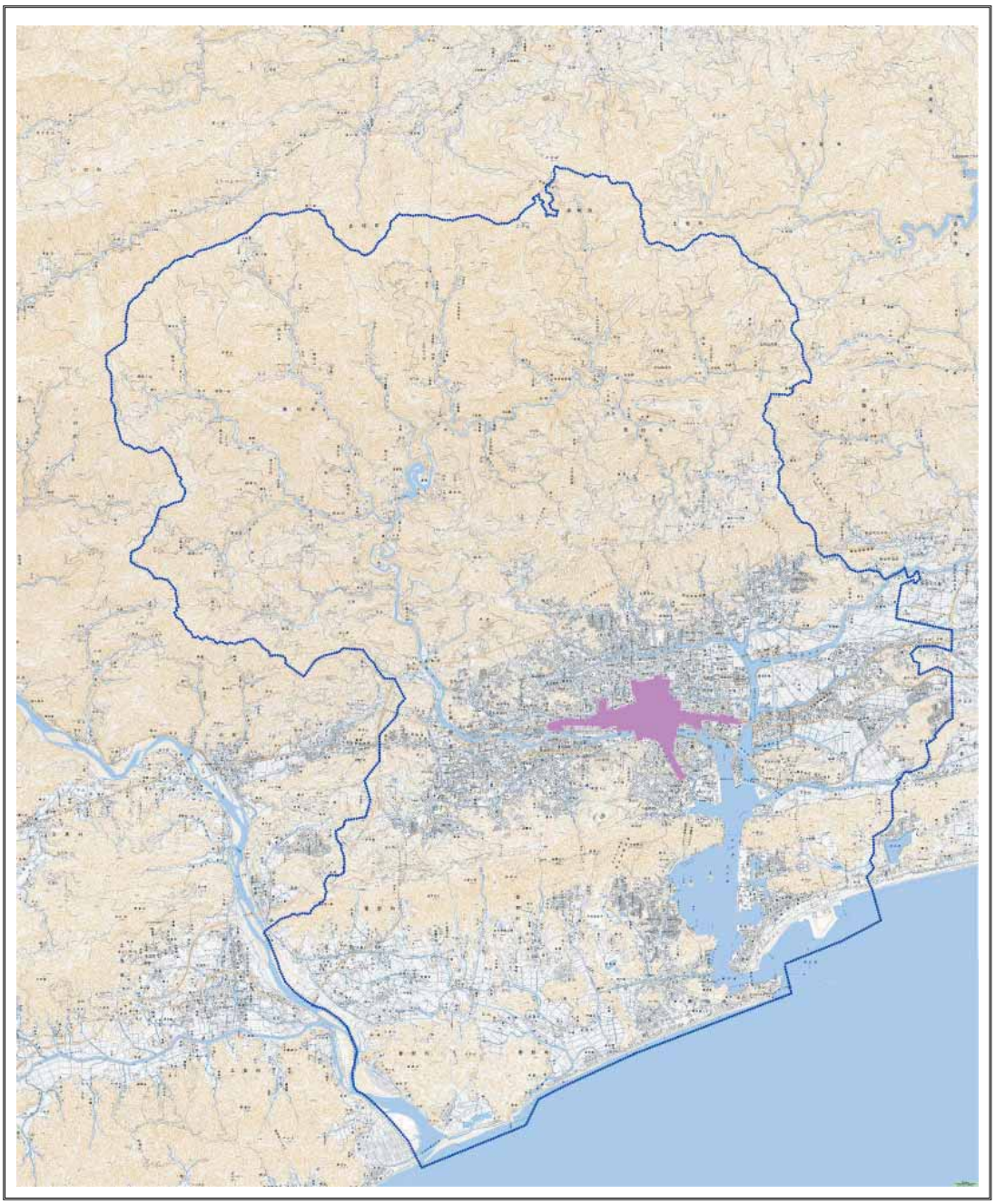

図　ゾーニング（都心ゾーン）

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．5 都心ゾーンの基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　シンボル的な建造物や山なみへの眺望の保全

高知城などのシンボル的な建築物や、高知市を囲む山なみは、高知の歴史や風土を感じさせるものであり、郷土愛を育むとともに、高知らしい風景をつくりだしています。

このようなシンボル的な建造物や山なみへの眺望を守り建造物を保全することで、良好な景観を形成することができます。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　まちなかの緑の創出

住宅や中高層建築物などの敷地内を緑化し、自然の豊かな環境を創出することで、水と緑と生態系のネットワークを補完することができます。

方針　熱環境への配慮

夏場は、駐車場などの大規模な舗装面や、ビルの壁面、屋根面が熱を蓄え、大きな環境負荷となっています。それらの低減を図るため、敷地や屋上・壁面の緑化を促進します。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．５ 都心ゾーンの基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　風格のあるまちなみの形成

商業や業務・行政の中心であり、多くの人が集まる場所は、高知の顔としてふさわしい風格や品格のあるまちなみとすることで、魅力が向上します。

方針　個性を活かした景観の保全・創出

歴史的資源や個性のある通り・まちなみなどは、各地区の特性やスケールに配慮し高知らしさを演出する要素を保全・創出することで、個性ある景観を生かすことができます。

方針　統一されたスカイラインの形成

都心の高層建築物が並んでいる通りは、にぎわいと良好な景観を形成するために、突出した高い建物や連続性を阻害するような建物とならないようにすることが大切です。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　ふれあいと賑わいのあるまちづくり

建築物から道路までの境界部分にゆとりを持たせることで、人と人とのふれあいや道行く人々への心遣いなど、住民同士がコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくり出すことができ、地域の賑わいにつながります。

方針　低層部の賑わいと中高層部の品格

建築物の低層部では、屋外広告物やショーウインドウなどにより賑わいを演出することができます。

中高層部では、控えめな広告物にすることによって、品格のあるまちなみを形成することができます。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．６ 港湾ゾーンの基本方針

下図に示す都心ゾーンについて、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

港湾ゾーンは，市街化区域のうち臨港地区です。

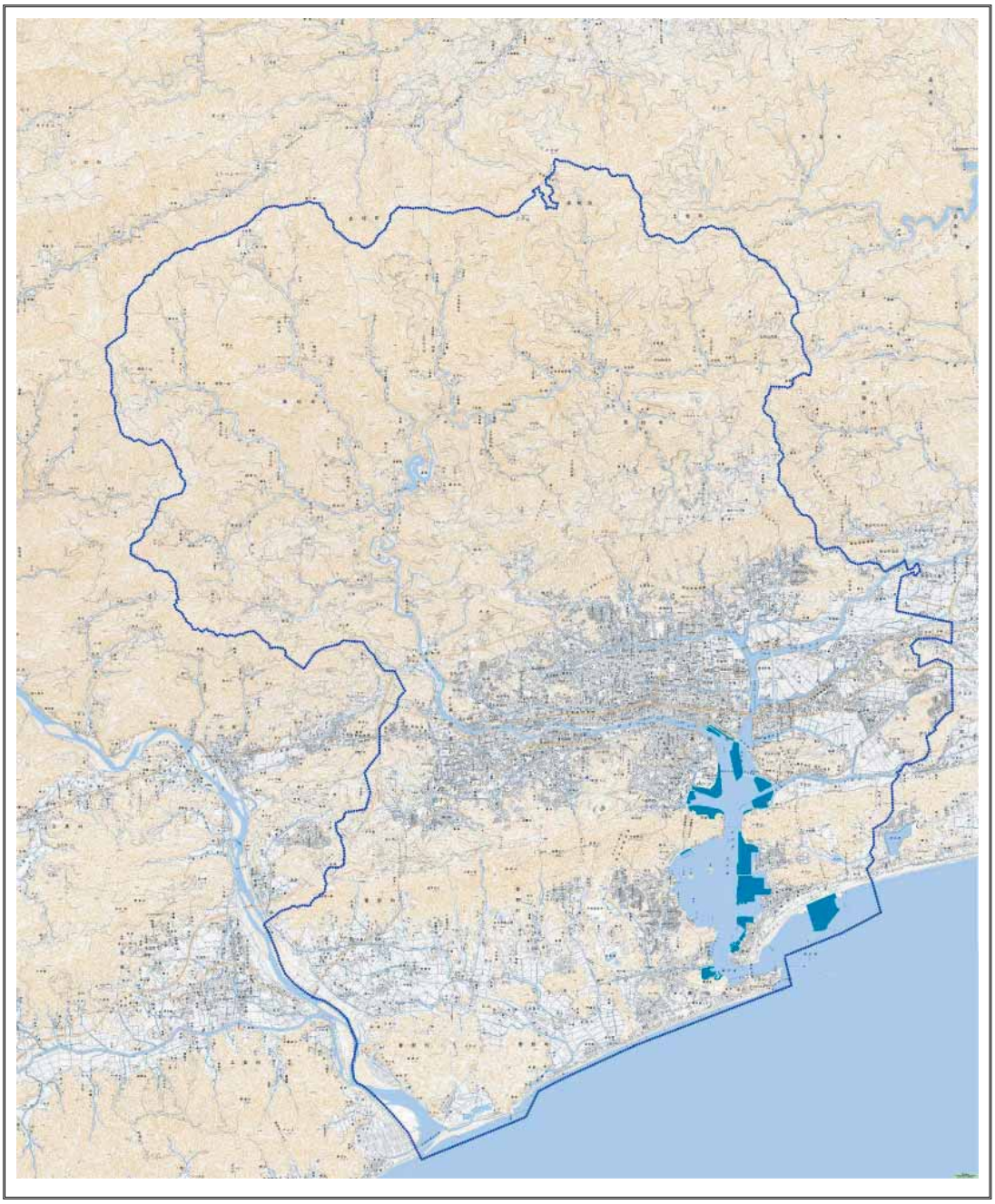

図　ゾーニング（港湾ゾーン）

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．6 港湾ゾーンの基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　海への眺望の保全

海岸だけでなく橋梁や船上などからの眺めを守ることにより、良好な景観が形成されます。

方針　海からの眺望への配慮

浦戸湾沿岸は、五台山や筆山、鷲尾山などが、海岸だけでなく、橋梁や船上などからの眺めを守ることにより、良好な景観が形成されます。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　自然豊かな海岸の保全

海岸沿いの豊かな自然は、高知らしい風景をつくる重要な要素です。この豊かな自然を積極的に保全することが大切です。

方針　うるおいのある産業活動の場の創出

港湾における産業活動の場は、機能のみが重視され、荒々しい印象を与えがちです。また、浦戸湾岸は土地利用が複雑であるため、工業地区と住宅地区が隣接している場合もあります。そのため、敷地内を緑化することで、自然の豊かな環境を創出することができるとともに、水と緑と生態系のネットワークを補完する役割も果たします。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．６ 港湾ゾーンの基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　活気のある港湾景観の形成

港湾は、巨大な倉庫やタンクなど相似の建築物などが群を成し、工業的で迫力のある雰囲気となっています。良好な景観形成には、周囲の生活環境に配慮し、周辺と調和した建築物とすることが大切です。

方針　独特の港湾景観の形成

良好な景観形成のためには、工場や倉庫などは添景※としての役割を担うよう、青い空と海、背後の山々の緑など自然との調和に配慮したデザインとすることが大切です。

方針　スケール感に配慮した空間の形成

人々が生活したり交流する空間と産業活動が行われる空間では、それぞれにふさわしい建築物や空間などの大きさが異なります。良好な景観形成のためには、周囲の環境に配慮し、それぞれのスケールに見合った計画とすることが重要です。

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．6 港湾ゾーンの基本方針

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　親しみのある港づくり

親しみのある港とするためには、周辺の建築物や自然と調和のとれた景観とすることが重要です。

方針　港らしい活気のある雰囲気づくり

漁港は、賑やかなレクリエーションの場所としての利用を考慮した緑地や海浜が一体となった空間にすることにより、活気溢れる美しいまちなみにすることができます。

方針　適度なスケール感の屋外広告物

港湾は見通しが良いため、遠方からでも見える巨大な屋外広告物が出現し、港湾景観を損ねる恐れがあります。

屋外広告物は、それぞれの場所にふさわしく、空と海、山々の緑に適したスケール感とデザインとすることが重要です。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．７ 道路軸の基本方針

高知市の特徴は豊かな自然に囲まれていることですが、その視点を確保できる場所としては、河川と道路が代表的です。特に都市内では道路は貴重なオープンスペースであり、都市を囲む山なみや里山への眺望を得ることができます。

下図に示す道路軸について、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

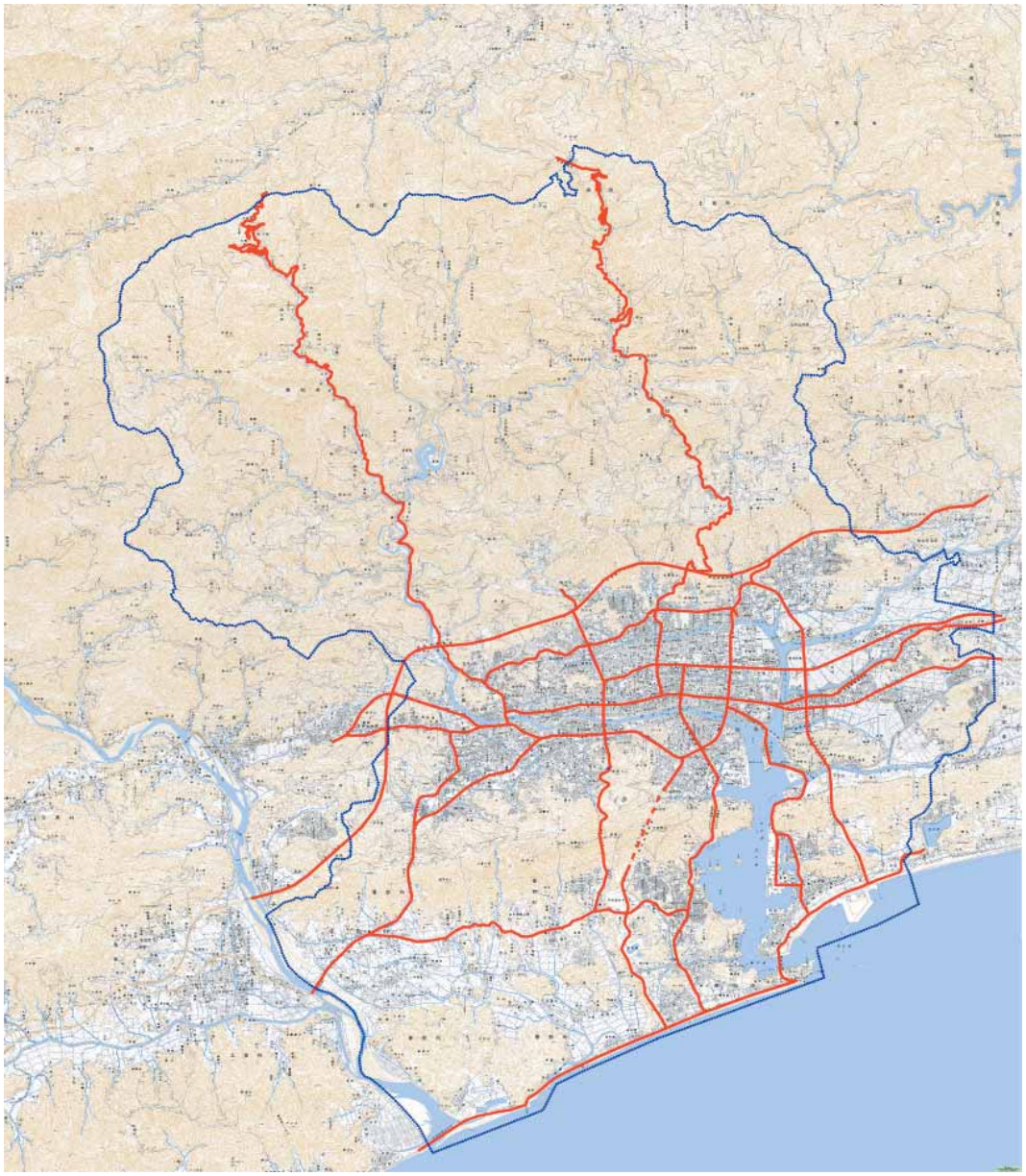

図　ゾーニング（道路軸）

4．2 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

4．2．7 道路軸の基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　山なみへの眺望の保全

山なみの近さや植生※、まちなみやそれを構成する個々の建物のあり方が「高知らしい景観」を形作るものでなければなりません。

主要な道路から山なみへの良好な眺望を形成するために、統一感のあるまちなみとすると共に、道路側に開放的な空間とすることが大切です。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　通りの緑の創出

敷地内の緑化により、自然の豊かな環境を創出することができるとともに、水と緑と生態系のネットワークを補完する役割も果たします。

方針　豊かな自然の保全と創出

高知市は山に囲まれているため、道路を新設、改修する際には自然改変が必要となる場合があります。高知市の特徴である豊かな自然を守り育てるために、できるだけ自然改変を小さくするとともに、自然の回復を図ります。

また、既成市街地では、みどりのネットワークの形成に取り組みます。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．７ 道路軸の基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　まちなみの維持・保全

道路は先を見通すことができる場所として、シンボルである高知城などへの眺望を確保し、良好な景観を形成することが重要です。

また、石垣などの歴史的な景観素材を官民が協力して維持・保全します。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　親しみのある空間の形成

建築物から道路までの境界部分にゆとりを持たせることで、人と人とのふれあいや道行く人々への心遣いなど、住民同士がコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくり出すことができます。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．８ 河川軸の基本方針

高知市の特徴は豊かな自然に囲まれていることですが、その視点を確保できる場所としては、河川と道路が代表的です。特に浦戸湾に流れ込む７つの河川は、都市を囲む山なみや里山への眺望を得ることができる場所として有効です。下図に示す河川軸について、それぞれの現状を踏まえた景観形成の目標を定めます。

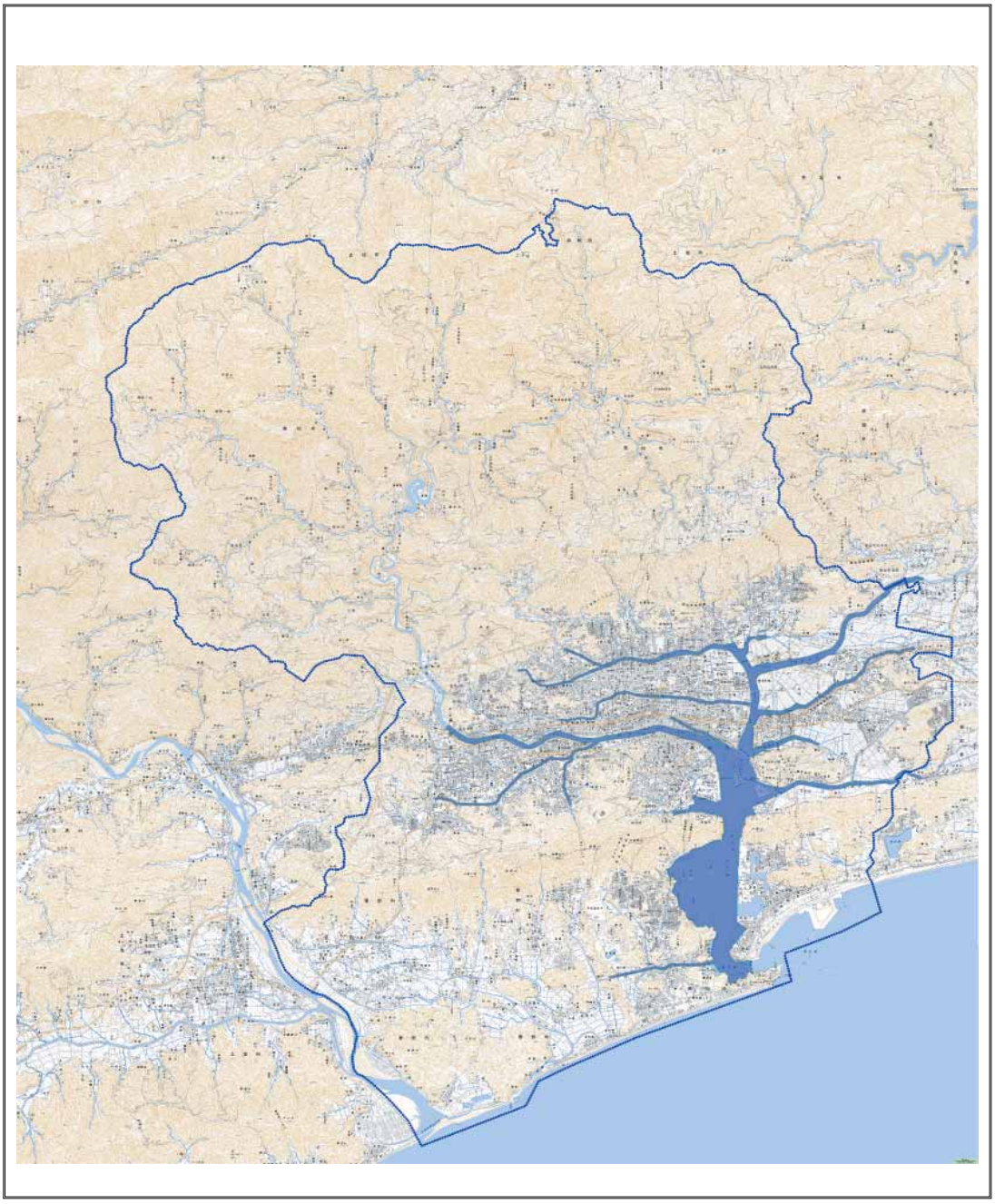

図　ゾーニング（河川軸）

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．８ 河川軸の基本方針

目標１　美しい眺めを守ります

方針　良好な眺望の保全

高知市にある８つの河川について、美しい河川景観を創造することが「高知らしい景観」を生み出す第一歩です。

主要な河川から山なみへの良好な眺望を形成するために、統一感のあるまちなみとすると共に、河川側に開放的な空間とすることが大切です。

目標２　豊かな自然を育みます

方針　豊かな自然の保全と創出

河川に接する敷地内を緑化することで、自然の豊かな環境を創出することができるとともに、水と緑と生態系のネットワークを補完する役割も果たします。

４．２ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえた、基本方針を定めます。

４．２．８ 河川軸の基本方針

目標３ 「歴史、風土に配慮した美しいまちなみをつくります」

方針　まちなみの保全と創出

鏡川と江ノ口川に挟まれた平地に城下町がつくられたことが高知市の起源であり、この２つの河川景観は、「高知らしい景観」の代表であり、それを守る必要があります。

伝統的な建築物を保全し、統一感のある形態・意匠とすることで、美しいまちなみを形成することができます。

目標４　まちの賑わいをつくります

方針　親しみのある空間の形成

建築物から河川までの境界部分にゆとりを持たせることで、人と人とのふれあいや道行く人々への心遣いなど、住民同士がコミュニケーションをとりやすい雰囲気をつくり出すことができます。